

◆ 令和7年度 町会・自治会に対する補助制度一覧(地域支援係)

No.	名称	概要	補助率・上限額 等
1	環境整備助成金	交通安全・防犯活動・緑化活動等の活動に対して助成します。	◇ 1 町会・自治会の平均額：358,400円
2	コミュニティ活性化助成金	地域コミュニティの活性化に必要な経費に対して助成します。	◇ 1 町会・自治会の平均額：127,920円
3	児童参加地域事業補助金	町会・自治会が主催する、子ども向け事業の実施経費に対して補助します。 ※年度内の申請可能数：3事業まで	(1) 補助率：経費の 3 / 4 以内 (2) 上限額：100,000円
4	新規事業定着化補助金	新たに立ち上げた事業の実施経費に対して補助し、事業の定着化を支援します。（初回申請から5年目までの事業が補助対象）	(1) 補助率：経費の 1 / 2 以内 (2) 上限額：（1年目～3年目）100,000円 （4年目～5年目） 80,000円
5	地域力連携促進補助金	町会・自治会が、他の町会・自治会または地域で公益的な活動を行っている団体（企業、NPO、マンション管理組合、大学、PTA、商店街および公益法人等）と協働して実施する事業に係る経費を補助します。	(1) 補助率：経費の 2 / 3 以内 (2) 上限額：1 団体と連携：20万円 2 団体以上と連携：30万円
6	I C T 活用促進補助金	デジタル活用の推進につながる物品購入等の経費の一部を補助します。	(1) 補助率：経費の 1 / 2 以内 (2) 上限額：100,000円
7	活動活性化用物品補助金	イベントの活性化、加入の促進、活動への参加の促進のために使用する物品の購入経費に対して補助します。 ※上限額内においての年度内の申請可能数：2回まで	(1) 補助率：経費の 1 / 2 以内 (2) 上限額：100,000円
8	会議室等使用料補助金	会館を所有していない町会・自治会が、貸会議室等を使用する場合の、使用料に対して補助します。	(1) 補助率：使用料の 1 / 2 以内 (2) 上限額：10,000円/回
9	活動拠点賃借料補助金	賃貸借契約等により活動拠点施設を賃借する場合の、賃借料に対して補助します。	(1) 補助率：賃借料の 2 / 3 以内 (2) 上限額：75,000円/月
10	物品保管場所賃借料補助金	賃貸借契約等により物品保管場所（倉庫等）を賃借する場合の、賃借料に対して補助します。	(1) 補助率：賃借料の 1 / 2 以内 (2) 上限額：5,000円/月
11	町会・自治会館建設補助金	町会・自治会館の新築・修繕・購入等に係る経費の一部を補助します。 ※計画の“初期段階”で、必ず区にご相談くださいますようお願いいたします。	(1) 補助率：経費の 1 / 2 以内 (2) 上限額：要件により2,000万円～3,000万円
12	町会・自治会館等設備補助金	町会・自治会館等の設備購入に係る経費の一部を補助します。 ※小規模な修繕（倉庫の修繕等も含む）に係る経費も補助	(1) 補助率：経費の 1 / 2 以内 (2) 上限額：100万円
13	町会・自治会館耐震診断助成・耐震補強設計助成金	(1) 昭和56年5月31日以前に建築された会館の、耐震診断に係る経費の全額を助成します。 (2) 上記(1)の耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされた会館の、耐震補強設計に係る経費の一部を助成します。	(1) 耐震診断 ◇補助率：経費の全額を補助 (2) 耐震補強設計 ◇補助率・上限額：経費の 2 / 3 以内、300,000円
14	町会・自治会館建設補助金（耐震改修）	昭和56年5月31日以前に建築された会館で、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない会館の耐震改修等に係る経費の一部を補助します。 ※計画の“初期段階”で、必ず区にご相談くださいますようお願いいたします。	(1) 補助率：経費の 2 / 3 以内 (2) 上限額：要件により2,666万円～4,000万円
15	町会・自治会館等登記経費補助金	町会・自治会館等の登記に係る経費の一部を補助します。	(1) 補助率：経費の 1 / 2 以内 (2) 上限額：土地500,000円、建物300,000円
16	町会専用掲示板設置補助金	町会・自治会掲示板の新設、建替え、修繕、移設、建直し、または廃止に係る経費の一部を補助します。	(1) 補助率：経費の 1 / 2 以内 (2) 上限額： [新設・建替え・修繕] 1 基あたり75,000円 [移設・建直し・廃止] 1 基あたり20,000円

◆ その他の町会・自治会に対する補助制度一覧

No.	名 称	概 要	補助率・上限額 等	担当部署 (問い合わせ先)
1	地域における見守り活動に対する 補助金 (防犯カメラ設置助成)	防犯カメラや防犯灯など、地域の防犯向上に役立つと認められる設備の設置費に対して補助します。	(1)補助率：(新規・更新)経費の23/24以内 (2)経費上限額：(新規・更新)600万円 ※現時点では、見込みです。詳しくは、区ホームページなどでご確認ください。	地域活動課生活安全担当 電話：5742-6592
2	地域見守り活動事業に係る 防犯カメラの維持管理補助金	上記No.1の補助金を活用して設置した防犯カメラの維持管理費の一部を補助します。	(1)補助率：(電気料金、電柱使用料、移設料)経費の10/10 (保守点検料、修繕費)経費の5/6 (2)経費上限額：(電気料金)3,000円 (電柱使用料)1,000円 (移設料)100,000円 (保守点検料)10,000円 (修繕費)200,000円	
3	高齢者等地域見守り活動助成金	町会・自治会が主体的に行う高齢者等の見守り活動に対して助成します。	(1)補助率：経費の10/10 (2)上限額：(1～3年目)年間100,000円 (4年目以降)年間50,000円	福祉計画課 地域包括ケア推進係 電話：5742-6914
4	認知症カフェ助成金	「品川区認知症カフェ」として登録された認知症カフェの運営経費の一部を助成します。 ※登録には一定の要件があります。	(1)補助率：経費の10/10 (2)上限額：(月1回実施)年間150,000円 (月2～3回実施)年間210,000円 (月4回以上実施)年間300,000円 ※新規開設初年度に限り50,000円を加算した額を上限額とします。	高齢者地域支援課 認知症施策推進係 電話：5742-6802

*この他、東京都の制度である、地域の底力発展事業助成、地域防災力向上支援事業補助金があります。

◆ 補助金以外の支援制度一覧

No.	名 称	概 要	担当部署 (問い合わせ先)
1	弁護士相談支援	町会・自治会が抱える多様な地域課題の解決を支援するため、区から弁護士への法律相談を行い、専門的な立場からのアドバイスをお伝えします(相談時にご同席いただくことも可能です)。	地域活動課地域支援係 電話：5742-6648
2	運営事務サポート	町会・自治会からの要請に応じて、区が、会の運営を行う上で発生する事務的作業(予算書・決算書作成、補助金申請手続きなど)を行政書士に代行させることで、役員の方の負担軽減を図ります。	
3	ホームページ作成等支援	町会・自治会が自ら活動内容を広報し、加入の促進や活動活性化を図るためにホームページやSNSを活用する際、区から専門家を派遣し、ページ作成や作成後の運営を支援します。	
4	活動に対する賠償責任保険	町会・自治会の会員が安心して活動に参加できるよう、区が助成を行って、品川区町会自治会連合会が保険に加入しています。 詳しい保険の範囲についてや、万が一事故が起きた場合は各地域センターにお問い合わせください。	各地域センター